

プラン」を策定し、種目別競技団体に一貫指導のための競技者育成プログラムの整備・実施を求めたものの、競技団体による取り組みには大きな差異が認められる。

また、スポーツの普及面については、具体的な中・長期的目標（例えば目標とする競技人口）を設定し、戦略的・体系的にその実現方策を意思決定し、その実現に向けて資源を自ら調達して組織的に実行し、実施結果を客観的・多角的に評価・点検して目標設定やプランにフィードバックするという自律的でイノベーティブなマネジメントがほとんど機能していない。各種目別の正確な競技人口や愛好者数さえも把握できていないという実態もある。また、公費や企業スポンサー等への財政的依存は著しく、独自の自立的な資金調達策も不十分である。さらに、市区町村レベルになると、スポーツ団体の事務局機能さえスポーツ行政機関が担っていることが多く、自立性の乏しい行政「依存」の組織・事業運営が一般化している。

全国規模のスポーツ組織（日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本レクリエーション協会、日本スポーツ振興センター、中央競技団体等）は、国のスポーツ政策に対して、各々独自の立場から政策提言やスポーツ推進策等の提案・助言機能を発揮したり、各団体の要求・要望を相互調整し、共同的に国のスポーツ政策形成過程に参画することが期待されるが、そうした取り組みはあまり活発であるとはいえない。同様のことは、都道府県レベル及び市区町村レベルのスポーツ組織についても指摘できる。

こうした、スポーツ連盟・団体の経営をめぐる問題も、上で述べた地方自治体の場合と同様に戦略的なマネジメント力の脆弱さによるものである。そして、そうしたマネジメント力の低さは、スポーツ連盟・団体に雇用されている専任職員の多くが事務系職員であり、スポーツ政策及びその関連専門分野の高度専門職教育を修了し、連盟・団体の組織・事業経営に専門的・継続的に携わる人材がほとんど配置されていないことに起因すると考える。

また、笹川スポーツ財団「中央競技団体现況調査」(2010)によれば、中央競技団体職員の内、当該団体種目の競技経験者が約半数、役員は約 85%であり、さらに役員の 6 割以上が全国大会レベルの実績を持つことが報告されている。すなわち、競技経験や指導経験を中心としたキャリアを積んだ体育会系的な同質的人間によって組織の大部分が構成されており（同族支配）、経営組織の創造的・自律的運営に必要なマネジメント能力を有する競技スポーツ的キャリアとは異質な経験・知識・能力・価値観等を持つ構成員があまり含まれていないことが、スポーツ連盟・団体組織の保守性やセクショナリズムの温床となっているものと考えられる。

（４）スポーツ振興に必要な諸資源に関わる問題

まず指摘しておかなければならないことは、スポーツ活動の物質的基礎となる運動・スポーツ施設の絶対的不足である。トップアスリートの強化拠点となるナショナルトレーニングセンターおよびその医科学的サポートを行う国立スポーツ科学センターなど、競技力向上のための施設整備については国家主導の政策として着々と実現されてきている。他方で、国民の日常的なスポーツ活動の拠点となるスポーツ施設については、第 1 期スポーツ振興基本計画及びスポーツ立国戦略においても「充実・整備」の方向性が明示されているにもかかわらず、具体的な取り組みは低調である。それどころか、わが国のスポーツ施設総数は、ここ 10 年の間に減少傾向にあり、とりわけ地域住民の日常生活圏における身近な

スポーツ活動の場となる学校体育施設及び公共スポーツ施設の減少により施設不足は深刻化している。にもかかわらず、国民のスポーツ実施率を上昇させるという目標掲げるならば、「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%、週3回以上のスポーツ実施率30%」（「スポーツ立国戦略」の目標値）を実現するためにどれだけの施設が量的に必要なのか、その施設数の目標値と整備基準を明示し、それを国と地方自治体がどのように分担をし、いつまでにどのような手順で達成するのかについての整備計画が国及び自治体によって審議・策定されなければならないが、そうした施設整備に関わる具体的なプランニングが立ち遅れている。

次に、わが国のスポーツ施設の6割以上を占める学校体育施設の利用者は、国民の2割弱（「体力・スポーツに関する世論調査 H.12」、これ以降同調査に当該の調査項目なし）にすぎない。これは、開放対象がクラブ・団体に限定されているケースが多く、また行政主導の運営で学校開放のための住民組織（学校開放運営委員会等）が未整備であり、学校を拠点とする独自事業が低調であるなど、管理運営の方法に多くの問題があるためである。また、広く地域住民に学校体育施設開放に関わる詳細な情報が提供されていない等の実態もある。

次に、スポーツ振興に携わる人的資源については、主として実技指導を行うスポーツ指導者とクラブや組織・団体の運営を行うマネジメント指導者に分けて考える必要がある。まず実技指導者については、日本体育協会や競技団体をはじめ多くのスポーツ団体において養成・研修に取り組まれているため、量的には増加傾向を示しているものの、有資格指導者を活用するための活動場所や機会が少なく、需要と供給の不一致といわれる現象は解消されておらず、また、スポーツ団体による需要（どのようなタイプの指導者がどこにどれだけ必要なのか）の的確な把握に向けた取り組みもさほど活発とはいえない。一方、マネジメント指導者については、総合型地域スポーツクラブや地域レベルのスポーツ団体には不可欠の人材であるが、クラブの創設速度に対してマネジメント指導者の養成スピードは大きく遅れている。また、クラブ運営を支える日常的ボランティアの発掘と養成も大きな課題である。さらに、先に触れたように、行政機関やスポーツ連盟・団体に配置すべき専門職の制度化が立ち遅れており、指導者養成・研修・派遣・管理等の総合的なプランニングを遂行する人材が不在であることが指導者問題を含めた諸々の資源問題の根底にあるものと考えられる。

（5） まとめ―何を問題にすべきか―

以上、個別的に論じてきたわが国スポーツをめぐる諸問題、換言すれば、今後の中・長期的なスポーツ政策の推進によって克服すべきは、①格差・不平等・人権侵害、②依存・他律・寄生、③孤立・分散、の3点に集約される。いずれも決して新しい問題ではない。

高度経済成長以降、時間的・経済的なゆとりが生まれ一定程度の生活の豊かさが実現されたにもかかわらず、先進諸国の動向に反して、スポーツと大衆の関係はあまり変化しておらず、スポーツ参加・消費はむしろ低迷し、文化的享受のレベルも貧困なままである^{注1)}。スポーツ振興法制定以来、国と地方公共団体は一貫してスポーツ振興を公共政策として取り組むことを宣言してきたにもかかわらず、施設・人材をはじめとするスポーツ普及のための資源（インフラ）は、むしろ近年では衰退傾向にあるという矛盾した現実さえ認めら

れる。

また、国民のスポーツ状況に関わる質的問題（スポーツにおける勝利至上主義的・非民主的・精神主義的・規律訓練的性格）は、1970年代からほとんど改善されていない。とりわけ、1970年代にスポーツの社会科学分野において指摘されたスポーツにおける疎外問題（スポーツそれ自体からの疎外、スポーツ過程からの疎外、スポーツの成果からの疎外）（影山, 1977）は解消するどころか、市場原理に基づく自由競争の徹底とグローバル化の推進で、新たに格差問題や子ども・若者の貧困が生じるなど、問題はさらに深刻化している。

特に、その影響が近未来のスポーツ文化の継承者たる次世代（子どもたち）に及んでいくことには、強い危機感を抱かざるを得ない。なぜならば、上記のような古くて新しいスポーツ問題が、将来にわたって繰り返し拡大再生産される危険性を禁じ得ないからであり、そうしたわが国スポーツ文化の土壌の中からは、新しいスポーツ文化創造の担い手が育たないと考えられるからである。この意味で、「スポーツそれ自体からの疎外」は権利としてのスポーツ実現のためにも、克服しなければならない最大の課題である。

また、スポーツ享受の不平等や格差、スポーツによる身体・精神面への悪影響、技術・業績主義による排除・差別、遊びの規格化・貧困化、スポーツ要求の停滞等々といった所謂疎外問題を生じさせた現代スポーツの特徴は、わが国の国民の中に定着してきた実用主義的・功利主義的思想と行動に規定された「スポーツの手段化」の進行である。すなわち、「手段」として有効な力を発揮するスポーツのみが著しく優遇され、そうでないスポーツは置き去りにされるという傾向である。さらに、そうしたスポーツの手段化（道具的価値への依存）は、現代スポーツの文化的特質（強者の論理）とこれを継承・保守しようとするスポーツ界自体の依存体質（大人（指導者）依存、学校依存、企業依存、補助金依存、中央依存、五輪依存等々）が推し進めている。このことは、スポーツ界自らが反省すべき大きな問題である。

最後に、スポーツにおける高度化志向（国際競技力の向上）と生活化志向（生活を豊かにするスポーツの普及）との関係について、問題を指摘する。イギリスでは、ジュニアの育成がスポーツ政策の中核をなし、とりわけ幼少年期にあるすべての子どもの身体リテラシーを育成することに力が注がれている。このような政策を推進するようになった背景には、国際競技力の水準に比して国民のスポーツ参加率が低いという現状認識がある。そこで、生涯スポーツと競技スポーツの融合の要としてジュニアの育成を位置づけ、国際競技力の向上と国民スポーツの振興を調和的に発展させることが企図されている。

わが国においても、スポーツの高度化が必ずしもスポーツの大衆化を促進せず、むしろ過度な業績主義や勝利主義を煽ることで、スポーツからの疎外状況を生じさせている面も否定できない。競技スポーツの高度化と国民の豊かなライフスタイルを創造する生活スポーツが相乗的・統合的に発展する道を探る必要がある。

注)「文化的貧困」とは、制度化・規格化・パッケージ化された文化を絶え間なく与え続けられることをさす。すなわち、文化的活動が本来的に有する創造的喜びを奪い、スポーツマンを単なるスポーツ消費者の地位に追いやることを意味する。

3. スポーツ振興のビジョン

(1) 政策対象としてのスポーツの捉え方—スポーツのコンセプト—

1) スポーツ概念の定義

「スポーツとは何か、さらに現代のスポーツはいかにあるべきか、というような本質的討論がなされ、そこからスポーツ政策が導かれることを強く望みたい」(竹之下, 1973)

竹之下が指摘するように、公共政策の対象としてスポーツを振興・推進させるための計画をデザインするためには、その前提として「スポーツ」概念自体をどう捉え、それをどのような方向に導いていくのかについての見識(ビジョン)を示す必要がある。とりわけわが国の法や政策上に示されたスポーツ概念は、スポーツ経験の結果として期待される教育的効果に主として着目して「体育」として定義され(下記枠内参照)、それに基づくいわば「体育政策」が常識化されてきたため、政策対象となる「スポーツ」とはそもそも何であるのかさえ明確に示されてこなかったのである。よって日本では、改めてスポーツ概念をどう捉えるかの再検討が求められている。

【参考:「スポーツ振興法」(1961)】

「スポーツとは、運動競技及び身体運動(キャンプ活動その他の野外活動を含む。)であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。」

【参考:「日本体育協会寄付行為第3章第3条(1960)」】

「本会は、わが国、国民スポーツの統一組織としてスポーツを振興し国民体力の向上を図り、スポーツ精神を養うことを目的とする。」

もとよりスポーツを動物の運動遊びや縄張り争いにみられるような競争的・競技的な営みとして広義にとらえるならば、それは人類史とともに自発的に自然発生したすべての運動遊びや未組織的な身体活動を含むものとしてとらえることができよう。しかし、それが人々に共有される営み、すなわち「文化」となり、当該社会のしくみ、すなわち「制度」として成立するためには、人々によってスポーツの意味や価値とその機能が支持され、広く社会に承認されなければならない。したがって、いかなる文明や社会においても(遺跡や絵画等に)記録に値するスポーツ的な営みは、当該社会における文化や制度として位置づけられていたことになり、それぞれの時代的特徴を帯びながらも、ある種の共通性をもった普遍的性格を有していたと考えられる。その意味では、文明と社会の発展のないところに、我々が今日、認識できるような「スポーツ」は存在しないということであり、その定義の前提には、我々がどのような文化としてスポーツを考え、どのような制度としてこれを成立させようとしているのかによって、スポーツとは何かが異なり、結果としてそれは歴史的個性を帯びてくることになる。

ところで、スポーツを政策の対象とするという社会現象は、近代以降の社会に特有なことなのではない。スポーツ政策を「政府や地方自治体などの政治的公権力が、スポーツを普及・発展、あるいは禁止・抑制するスポーツにかかわる政治的統制の基本的な目的・内

容・方法」と定義すれば、むしろ近代以前のスポーツは庶民の暴力的性格を助長し、当該社会の体制を崩壊するエネルギーをもつものとされ、明らかにこれを「禁止」とするという政策の対象とされていた。これに対して、近代英国で誕生した近代スポーツは、近代社会における文化と制度にふさわしい内容に変化・変質したことによってむしろこれを奨励し、教育としての体育のなかで制度化されることによって国際的に普及し定着していった。しかし、この普及・定着のしくみ＝制度は、スポーツを体育化し教育化することにもつぱら機能することから、先に述べたようなスポーツ＝「体育」政策、という概念が常識化してしまうという政策対象としてのスポーツの固定化、普遍化が一方で進行する。その結果、スポーツの概念は、教育（体育）を目的としてスポーツを手段化する、いわばスポーツを供給する社会や教育（体育）の側から一方的に定義される傾向が出てくることになる。そして、昨年 8 月に公示された「スポーツ立国戦略―スポーツコミュニティ・ニッポン―」においても、そうした手段化されたスポーツの捉え方が引き継がれている。

ところが他方、1980 年代以降に「みんなのスポーツ」や「生涯スポーツ」が喧伝され、人々が要求するスポーツは量的に増大するとともに、質的にも多様化し、深化してきている。このような社会状況の変化にあって政策対象としての「スポーツ」の概念は、大きな根本的見直しを迫られている。それは、スポーツを、何らかの政治的、経済的、社会的、教育的等々の供給サイドの論理や目的から手段的に定義するばかりでなく、スポーツを欲求し必要とする、人々のニーズや需要サイドの論理、あるいはその自己目的性からも定義する必要性である。すなわち、スポーツ概念は、社会変化に伴って生じるからだや運動をめぐる人々の生活の中からの要求や課題（生活課題）に対応したものとして定義される必要があるということであり、この意味でこれからの政策対象としてのスポーツ概念は、社会的・時代的・文化的な人々の需要に沿って構成されるものと考えられるのである。

そこで、ここでは「政策対象としてのスポーツ」の概念化にあたって、以下に示す 4 つの要点を考えておきたい。

- ① 学習社会論からみたスポーツの概念化をはかること
- ② スポーツは、これからの社会にふさわしい文化として幅広く捉える時代に入っているということ。それは、人間にとってのスポーツの意味や価値を問う需要的視点が重要であることを意味すること
- ③ スポーツによって人間の生活がより豊かになる可能性の側面を照射すること
- ④ 競技スポーツや組織的スポーツだけでなく、未組織的なスポーツ（パイディア）を積極的に取り込んだ幅広い次元を含んだ概念化であること

以上の要点をふまえると、以下のように定義される。

『スポーツとは、その活動自体が自在な運動の楽しさ・喜びを求めて行われるすべての文化的な営みをさしている。スポーツは、運動それ自体にかかわることによって引き出される達成や競争、表現、自然とのかかわり、といった価値を生み出す形式をもち、それによって人々の生活を豊かにする可能性をもった文化（人間がより充実した生を営むための文化的工夫の追求）である。』

このように表現される文化としてスポーツは、人類社会の幸福実現に向けた多大な可能性（意味や価値）に開かれており、さらにこれから拓かれようとする社会的存在である。しかしそれはあくまでも、スポーツ生活・スポーツ文化・スポーツ社会そのものの質を豊かにすることによって拓かれる可能性であると考えなければならない。社会的諸課題（政治、経済・経営、教育等々）の解決とスポーツ振興とを目的－手段関係と定位し、スポーツに外在する価値実現の手段として安易に利用するならば、スポーツ文化の変質を生み、スポーツの豊かな可能性を自ら閉ざしてしまうことにもなる。すなわちスポーツは、その振興の方向性（ビジョン）を誤れば、人間性や社会の破壊さえもたらしかねない危険性をもつ「両刃の剣」なのである。すでに、現代のスポーツは文化的未成熟ないし偏狭なスポーツ観ゆえに多くの弊害を生んでいることは、前述の通り明らかである。よって、スポーツ振興に関わる基本計画や政策は、これからの社会に求められる望ましいスポーツビジョンをデザインし、スポーツの文化的享受を推進・支援するだけでなく、時にはスポーツ文化の質的向上という政策的観点からこれを制限・統制することも必要となるだろう。

さらに、スポーツは、主として人間の競争・卓越の欲求に基づきこの充足に応えようとする文化活動である。これまでのスポーツは、近代資本主義の競争原理に後押しされながら、優越性の限らない追求に専らのもり込むよう方向づけられ、人間の生にとって望ましいスポーツとは何かを見失いがちであった。その結果、スポーツは現実とプレイとのけじめをなくし、プレイヤーの心的状態を＜狂気＞へと転じさせ、人間性破壊と秩序の崩壊（例：ドーピング問題）を招くまでに至っている。よって、公的な介入によって、そうした欲望の際限なき膨張に歯止めがかけられなければならないが、これと同時に、このようなスポーツ政策が求める公共性の価値をスポーツから社会に発信していく政策的ビジョンをも持たなければならないことになる。

2) スポーツの価値

ところで、スポーツという文化に内在する人間的価値とは何であろうか。何を求めて人々はスポーツをするのであろうか。

翻って、人間は、身体的に不自由な存在である。鳥のように飛べず、魚のように泳げず、象のように強い力をもたない。この不自由性の克服と身体的可能性への追求は、人間の本源的欲求であり、その充足は一つの生の喜びである。その追求は、まず人間の身体的エネルギーをはるかに上回る蒸気エネルギーの発見によって、近代英国の産業革命を経て飛躍的な産業テクノロジーの開発によって達成された。しかし他方で、この近代テクノロジーの技術概念が、これまで身体的な力のみに頼ることで暴力的でさえあったスポーツに、「身体的な力を合理的に発揮させる」ことによってスポーツの目的を達成しようとする、新たな近代スポーツという形式と内容を誕生させたのである。だから、近代スポーツは、その目標を達成するある一定のルールの下で、いかに合理的、効率的に身体的パワーを発揮できるのかに関する技術や技能の概念を発展させた。しかし、このスポーツ文化は身体的テクノロジーのみの追求ばかりではなく、その本源的欲求である身体的可能性の追求において、例えばサッカーでは（わざわざ）手・腕を使わない身体的不自由性を自らルール化して、（この身体的不自由な条件の下で）これを追求することにみられるように、さまざまな工夫によってこれを追求する喜びや楽しさの享受レベルを高め、楽しさの多様性を広げてきたのである。

また、スポーツ場面では、不安や緊張、喜び・悲しみ・怒りなど様々な感情を体験することで、感性を鍛え心を耕す側面をもつ。また、スポーツの価値を合理的・効率的に獲得するためには、知力を蓄え、必要に応じて自分及び自分たちの身体活動を合理的に制御しなければならない。このように、スポーツ享受の楽しさ・喜びは、専ら身体の躍動のみによって得られるものではない。スポーツ文化は、身体性ととともに高度な知性と鋭敏な感性を含めた人間の総合的・統合的な可能性探求・創造活動なのである。

さらに、人間は、そのスポーツの感動・感激ともいえる楽しさ・喜びを希求せずにはおられないために、あえて己の身心に苦痛・辛抱・忍耐をも課しさえする。そうして得られた心躍るほどの深い喜びの獲得プロセスは、この時空間を共有した人々の共感を生み人間的な交流を深めるとともに、人間としての能動的進化（北川，2009）および生涯にわたる自己開発（佐伯，2007）の契機ともなる。要するに、スポーツは人間にとって、身体的・精神的自由を探究する対象であり、それは身体的幸福の享受および全面的生涯発達や人間的成熟という価値を付与できる文化であると言えるのである。こうしたスポーツの諸価値は、人間の「こころ」に根ざすものであるがゆえに、極めて多様で主観的で計測不能な価値ともいえよう。

このようにスポーツの文化的価値を捉えるならば、少なくとも近未来のスポーツ振興における普遍的理念である「生涯スポーツ」とは、単に国民各階層・各世代の人々がスポーツに参加するようになるということにとどまるものではない。スポーツとは何かということをはきまえた人々の参加が増えることでなければならない。すなわち、「スポーツのある暮らし」を実現するばかりでなく、「スポーツによる暮らし」のあり方が導かれるような望ましいスポーツ生活とスポーツマン（パーソン）の質をこそ問題としなければならない。

さて、ここでは人間がスポーツという文化に求める本源的要求の充足という側面にスポーツの文化的価値を照射してきた。これらの価値は、人類がスポーツという文化を生み、今日まで様々な手を加え、育てながら継承してきたスポーツ文化に付与された価値である。しかしながら、現代においてスポーツのもつ価値は、さらに多様な価値の可能性に開かれている。そうした諸価値は、スポーツに関与する様々なアクター（主体）たちの目的達成のために外側から付与される外在的・道具的価値といわれるものである。

外在的・道具的価値は、スポーツによる社会的貢献可能性を拡張し、スポーツ文化の社会的評価の向上に寄与するものとなるであろう。しかし、スポーツに関わる科学的知見（特に人文・社会科学部門）の立場からは、次の3つの理由で、スポーツを欲求し必要とする人々からみた諸価値をあくまでも重視し、外在的・道具的価値はその可能性を指摘するにとどめた方が適切であると考えられる。

- ① スポーツ後進国としてのわが国のスポーツ政策が体育政策として展開されてきた歴史社会的状況を踏まえて、政策対象としてのスポーツの価値自由性を概念的に担保する必要があること
- ② どのようなスポーツ活動の活性化が、どのような外在的効果を、どの程度生むのか、についてのエビデンスが十分でないこと
- ③ 外在的・道具的価値への過度の偏重が、スポーツ文化の変質や歪みを生む重大な原因になることが歴史的に指摘されてきたこと

以上のような理由からである。

(2) スポーツから見たわが国社会の課題(解決すべき社会的病理現象)

—なぜ我々は、スポーツの価値を大切にすべきなのか—

「スポーツのために人間があるのではない」(影山,1977). すなわち, スポーツ振興政策にかかわる計画とその遂行は, スポーツ振興(例: スポーツ実施率の向上やメダル獲得率など)が最終目標なのではない. スポーツ文化を広く普及・発展させることが人類の健全かつ持続的な成熟・発展にいかに関与するののかというビジョンにつながる限りにおいてスポーツ振興策は社会的意義を有する. 要するに, スポーツ振興自体が人々の豊かな生活と社会の創造のための手段なのである.

スポーツは社会的諸過程の産物であり, 社会的存在である. よって, 社会の上部構造に位置するスポーツ文化の望ましい振興は, 望ましい社会の存在が前提となる(スポーツの社会的被規定性). また, 望ましい社会の存在によって振興された望ましいスポーツ文化は, より望ましい社会を構築することに貢献する. 従って, スポーツの側からスポーツ文化の普及・創造・発展を阻害する現代社会の諸問題の克服を提案することがスポーツから発信される政策課題として重要になってくる一方で, 望ましいスポーツの発展は, 福祉, 経済, 平和・友好, 教育, 公正・公平などの側面で社会をより豊かに創造するという多くの可能性をもった政策課題でもあるということになる. スポーツと社会は, 良好な相互影響関係を築くことで両者の相乗的発展が期待され, そのようなビジョンのなかでスポーツ政策が展開される必要があると考えられる.

さてここで, 現代日本社会の特徴, 特に日本国民が直面するわが国社会の負の側面を描写しておきたい. 様々に語られる現代の社会病理現象, すなわち, 人口減少・少子化(子どもを産まない), 環境破壊(環境よりも人間の欲望や利害を優先する), 暴走する欲望資本主義社会(欲望の際限なき膨張と利己的行動, モラルハザード), 資源・エネルギー問題, 格差社会等々といった現代社会の負の側面の根源(源泉)とは何であろうか. 以下では, スポーツからみた現代社会の病理的特徴を描写することによって, スポーツ政策におけるスポーツ振興の社会的意義や社会的可能性をおさえておきたい.

1) スポーツが解決すべき社会の病理現象

①脱動物化社会(身体性の希薄化, 身体の機械化・管理化)の病理

知性のみによるバーチャルで人工的な時空間の環境形成により, 動物としての人間の肉体のリアルな状況を軽視したり, 無視したりする新たな心身二元論に基づく社会が出現している. そこでは, かつての宗教(教義)に代わるテクノロジーが人間の動物としての肉体を支配し, 身体の機械化や管理化を促している. スポーツにおける技術偏重主義も, このような脱動物化社会に影響された結果として考えられ, これに抵抗し, 対抗する振興課題をもたなければならない. そのためには, スポーツによって身体的実感と身体的解放がもたらされ, 「動物」としての「からだ」の限界と可能性を知ることが重要であり, そのことによって, 偏った知性による過剰なテクノロジーから動物としての人間の身体に対する過剰なストレスを解放し, コントロールするスポーツの可能性を追求していく必要がある.

②過剰摂取・少量消費社会の病理

かつて人間の欲望の対象は、その身体を維持する生活に必要な衣・食・住であった。つまり、人間らしく生きるという基準は、生きるための身体（ここでは「肉体」に近い）の快適さに置かれており、その背景には常に衣・食・住がその身体的快適さに対して不足・欠乏している状態であることが前提としてあった。人間の欲望は、その生命を維持するのに必要な身体的欲望と衣・食・住という環境の不足（インバランス）によって明確に、具体的に把握されたがゆえに、だからこそ誰でもがこれをコントロールし、これによってコントロールされていたのである。しかし、このような明確な「不足」の基準を失った人類は、自らの身体的欲求の基準をも見失い、際限なき欲望の発露を曖昧な知性や感性に頼ることによって可能にする半ば疑似的な（バーチャルな）世界でしか発揮できない状況を生み出している。このことによって、身体的基準を見失った欲望は浮遊し、消費社会におけるコマーシャリズムによって時には過剰に、時には過少に対象と向き合わざるを得ない社会が形成されている。また、そのようななかで人間の欲望や欲求すら何かが曖昧な社会が出現し、例えばこれと隔絶することによってしか生きられない「引きこもり」等の社会病理現象を引き起こしている。

文明の発達による社会の変質がもたらすこのような身体の劣化状況は、人類がその歴史上いまだかつて経験したことのないまったく新しい状況である。こうした状況の中でその影響が最も懸念されるのは子どもである。…それを進化の必然などと傍観していれば、人類は滅亡への坂道を転げ落ちていくことを免れないであろう。（大築，2009）

このような過剰摂取・少量消費社会における諸課題を解決していくために、スポーツによって再び身体的（肉体的）欲求の基準を取り戻すことは極めて重要な社会的意義をもつと考えられる。このような課題に応える文化としてスポーツのあり方が問われているのである。

③無感情社会（心が冷め、他者に共感できない・他者とつながらぬ社会）の病理

個別化から孤立化に向かい、テクノロジーによる効率化を求める社会において、一見ムダに思える出来事や事柄にこそ、人間を再生していく重要な領域が存在している。このことは、未開民族の研究や民族史的な研究、あるいは共同体論等々でよく指摘されるところではあるが、現代社会にとってこのような非効用の世界、すなわち余暇や遊びの軽視や蔑視がもたらす病理現象はすでに多くの指摘がなされている。先に述べた近代スポーツの文化性を考えれば、現実の社会における機能的でかわいた関係がもたらす弊害を克服していくために、あえて自らの心身を解放し、多様で多元的な世界に身を置きながら相互交流を可能にする文化的時空間が重要になってくるはずである。例えば、「みるスポーツ」の振興課題をこのような観点からとらえれば、そこにおける興奮の探求が、まさにその応答的關係において「探求」されている意義を社会的な課題とともに考える必要が出てこよう。

④無責任社会，傍観者社会の病理

上記③との関係において，現代社会は自らの行動基準や責任の探求を忘れ，超依存社会の様相を呈している．そこでは，自らの正義感・責任感・準拠すべき価値規範が喪失し，それらの喪失がもたらすアノミー（無規制）状態が現出して，対象に対する当事者性を見失う状況が蔓延している．どうせ誰かがやってくれるはずだ，自分とは関係ないという態度は，真面目さ・真剣さからの忌避であり，人類が長い試行錯誤の末に築いてきた民主主義社会の根幹をも揺るがす心の空洞化状態をもたらしている．このような社会病理現象に対するスポーツの可能性は，かつて軍国主義を払拭する民主主義社会の建設のために民主教育の一環としてスポーツを普及・振興させようとした時代的要請の課題とは格段に難しい理念と方法とが要求される．それは，スポーツを教育的観点からとらえるのではなく，自らの学習としてこれを求めようとする（社会の）振興の理念と方法（学習社会論の立場からみたスポーツ振興の理念と方法）が必要とされるからである．

2）スポーツがつくる近未来の社会像

上記1）では，スポーツが解決すべき社会の病理現象をとらえながら，これからのスポーツ振興が担う解決の可能性を探ってきた．結局のところ，それらの可能性は，以下に示す5つの社会像（これからの社会のあり方やビジョン）に向けたスポーツから取り組むべき振興課題を提示しているものと考えられる．

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 身体的・精神的に自由に生きられる社会（人間的可能性の開発・全面的発達）② 心の豊かさを自ら感受する余暇や遊びに価値をおく社会③ 心と体の一体的存在として人間らしく生きられる社会④ 多様性・多元性を尊重し，相互交流する社会⑤ 誰もが当事者・主体者となる民主的参画型社会 |
|---|

（３）スポーツ振興の長期ビジョンー第３期スポーツ基本計画以降に実現したいスポーツ社会ー

ここでは、「２．わが国のスポーツ、今、何が問題か」で分析整理したような問題をふまえ、またさらに、上に示したスポーツ概念に即したスポーツの価値実現のために、長期的なスポーツ振興のビジョンとして以下の５つの観点から実現したいスポーツ文化・社会を構想する。今後は、ビジョンの実現に向けてどのような戦略を具体的なスポーツ政策として打ち出していくのかをエビデンスに基づいて議論する必要がある。

1)スポーツにおける「公正・公平・平等」の確保

ースポーツにおける疎外の解消・人権保障ー

これまで、政治や経済、教育等々の供給サイドが期待する意味や価値が付与され手段化されたスポーツは、ややもすればその（勝敗の）結果のみに意味や価値を与えられることによって、多くの敗者やこのことに関心を寄せない人々をスポーツから遠ざけ、さらには疎外するまでに至り、スポーツ参加機会の格差を助長し、その不平等を生み出すようになっている。しかし、スポーツは本来、互いに運動の喜びや感動を共有し、その結果として日常的には異なる地位や状況にある多様で異質な人々のつながり（絆）を広げ、深める機能を有している。このようなスポーツの性格を十分に尊重することによって、以下のような観点からスポーツにおける「公正・公平・平等」が確保されたスポーツ社会の実現がめざされなければならない。

- ①スポーツへの参加機会や参加率の格差の是正
- ②スポーツにおける多様性の受容と相互尊重
- ③スポーツ界における男女差別や障害者差別の是正
- ④スポーツをする人、見る人、支える人の人権と安全の保障（ドーピング、セクハラ・パワハラ、体罰等々の解消）

2)スポーツ社会における「自立・自律・自治」の確立

ープロフェッショナリズムとしてのスポーツの確立ー

長らくアマチュアリズムによって支えられてきたスポーツ界は、その組織的基盤を学校・行政や企業に依存し、寄生し続けてきた。1980年代以降の急速なコマーシャリズム（スポーツの経済化）と20世紀から続くスポーツの政治化は、スポーツ界の自立とそこから発信される独自のメッセージを自己の責任において請け負い、広く社会に影響を与えようとする真のプロフェッショナリズムを欠いてきた。これからのスポーツ組織は、スポーツ要求の民主的な合意形成を図りながら、自らの組織・団体の自律的マネジメントによって主体的な資源調達とその自律的配分を可能にするプロフェッショナリズムによって支えられなければならない。このことは、地方分権における地方スポーツ行政の自立やアスリートはもとより広くスポーツ生活者や市民にも及ぶ。また、公共部門におけるスポーツ専門職の職業的自立を促すことも重要になってこよう。

したがって、以下のような観点からスポーツにおける「自立・自律・自治」（スポーツ・プロフェッショナリズム）が確立されたスポーツ社会の実現がめざされなければならない。

- ①スポーツ組織・団体の自立（スポーツ生活者・市民の結集と自治的運営）

◇スポーツ組織によるスポーツ要求の民主的合意形成

- ◇組織・団体の自律的マネジメント（主体的な資源調達と自律的配分）
- ②地方スポーツ行政の自立－地方分権－
 - ◇生涯スポーツの振興は、日常生活圏としての地域を基盤に
 - ◇その計画的支援は基礎自治体が主たる役割を担う
- ③スポーツ生活者・市民・アスリートの自立－当事者主権・生活者主権－
 - ◇スポーツ教育の充実（スポーツ市民・生活者への教育，自助・互助・共助のスポーツライフの主体形成）
 - ◇指導者教育の充実
 - ◇スポーツ・エリートの育成：スポーツ・モデル（スポーツ倫理）の確立
 - ◇スポーツマン（パーソン）の社会的・経済的及び文化的地位の向上
- ④公共部門におけるスポーツ専門職の職業的自立

3)スポーツマン・スポーツ集団・スポーツ組織の「連帯・共生・協働」

－セクショナリズム・縦割からコーポレーション（協働）へ－

上記2）との関連から、これまでわが国のスポーツ関係者・集団・組織は、それぞれ母体となる組織に依存し影響を受けながら、それぞれの利害を守り孤立するセクショナリズムに陥り、その利害を共有しつつ保守する縦割り関係を重視してきた。例えば、その傾向は種目別競技団体間、あるいはこれらを統括する日本体育協会や日本オリンピック委員会のあり方、さらにはレクリエーション協会等の各民間スポーツ統括団体間にもみられる。また、これら民間スポーツ組織と国・自治体などの公的組織、あるいは企業スポーツや商業スポーツなどの私的組織との関係についても、その機能分担や共同性、協働性を再検討する必要がある。さらには、チャンピオンシップスポーツと生活スポーツの調和的發展を図るためにも、スポーツに関連する個人・集団・組織の「連帯・共生・協働」の確立は欠かせない。それは結局のところ、「立国」という概念に含まれる一国主義的な範囲における国家間の国際化の限界を超えて、グローバルな観点からローカリティをむしろ際立たせ、これらの「連帯・共生・協働」を下から支え、促すことにもつながるのである。

したがって、以下のような観点からスポーツマン（パーソン）・スポーツ集団・スポーツ組織の「連帯・共生・協働」が確立されたスポーツ社会の実現がめざされなければならない。

- ①スポーツ生活者・市民、アスリート・指導者の結集→統一的スポーツ組織の確立
- ②公－私－共の機能分担と連携。特に、公的機関と民間スポーツ組織の関係の検討
- ③チャンピオンシップスポーツと生活スポーツの調和的發展
- ④一国主義から国際連携・協調（グローバル化）へ

4)スポーツからの積極的な社会貢献の意味と価値の確立

－スポーツから社会をつくる－

スポーツのコアバリューは、そのスポーツ・パフォーマンスを「する」「みる」「ささえる」などの多様なかわりから評価されることによって、社会に有用な徳性やメッセージを発信する基礎となってきた。スポーツは、従来の宗教教義と異なり観念によってそのメッセージを垂直的に規範化するのではなく、そのパフォーマンス自体は無色透明な差異、すなわちそれ自体の差異を表示するのみなのであり、むしろその本質はメッセージを内在

しないメディア特性にある。だからこそ、そこに主体的で自由な、そして多義的な意味付与や解釈がなされる可能性がある。

人々はスポーツ・パフォーマンスのなかに、あるいはそのかわりから己の人生を読み、自らが帰属する集団や組織、民族や国家の運命を感知し、あるいは自己主張と自己犠牲の、闘争と友愛の、競争と共同の調和等を、自らの文脈に従って自由に解釈し、意味づけ、価値づけるのである。このように、社会を構築する基礎的で、かつ重要なメッセージをむしろ主体に委ねるスポーツのメッセージ特性こそが、結果的にスポーツからの積極的な社会貢献を促し、個人や家庭から国際社会に至る各レベルにおける生活諸課題にリアルに接近し、これらを自発的に解決する方向へと導く役割を果たしていくことになる。さしずめ 21 世紀のグローバル課題、例えば前述した「公正・公平・平等」で福祉豊かな社会の創造、あるいは「環境と共生」に基づくライフスタイルの創造、そして「平和と友好」に満ちた世界の構築等々に果たすスポーツからのアプローチは今後ますます期待されると同時に、その影響力はさらに拡大していくであろうことが予測される。

したがって、上記のような観点に基づくスポーツからの積極的な社会貢献の意味と価値が確立され、スポーツからより望ましい社会を構築するスポーツ社会の実現がめざされなければならない。

5) スポーツ文化の自立

さて、これまで述べてきた 1)～4)までの第 3 期以降に実現したいスポーツ社会確立の長期ビジョンは、何よりもスポーツそれ自体の文化性を十分に理解し、その内在的価値を長期的な政策的観点から正当に評価されることによって形成されることは論をまたない。それは、人類史の上で長らく尊重されてきた他の知性や感性に基づく文化に対して身体性に基づく文化的特徴をもちながらも、それら知性や感性を身体性に基づく運動によって統合する自立した文化でもある。これまでのスポーツ文化は、ややもすると心身二元論に基づく精神への身体からの従属や劣位から逃れるため、その独自性や優位性を強調しすぎるがゆえに、かえって他の文化とは一線を画すスポーツ文化の孤立性を深める側面もあった。

したがって、以下のような観点からスポーツ文化の自立的発展がスポーツの社会的価値^{注)}の向上を促すスポーツ社会の実現がめざされなければならない。

- 1) 道具的価値からの解放：文化としてのスポーツそれ自体の内在的・本質的価値を正当に評価する社会の構築
- 2) スポーツの規範性・倫理性（スポーツマンシップ・オリンピズム）の共有化
- 3) 行き過ぎた優勝劣敗主義の規制：プレイ世界の保護
- 4) 文化的孤立から文化的共生（他文化との共生・協働・連帯）へ
- 5) スポーツの社会的価値の向上へ

注) 社会的価値とは、「個々の客体が多く主体によって下される、明示的もしくは黙示的な価値判断の総体」（武川、2006）である。

4. 第2期スポーツ基本計画への提言

ここまで、本委員会の立場から次期スポーツ基本計画への提言・助言をまとめるべく、「1. スポーツ振興基本計画（2000）及びスポーツ立国戦略をどう評価するか」においてわが国スポーツ政策の成果と問題について論じ、「2. わが国のスポーツ、今、何が問題か」では、基本計画を含めた今後のスポーツ政策が克服すべき課題を整理した。続いて、「3. スポーツ振興のビジョン」では、政策対象となるスポーツの概念と価値について本委員会の立場を示し、わが国のスポーツ文化が将来的に向かうべきビジョンを提起した。委員会の実質的な審議はここまでで時間切れとなり、第2期スポーツ基本計画において企画されるべき具体的な目標や施策については、十分な討議をし、合意形成に至ることはできなかった。よって、この先の具体化については今後の学会における継続的な論議に委ねるものである。

しかしながら、先にも述べたように計画が「問題解決のシナリオ」であり、「理念実現のシナリオ」であるとするならば、これまでの議論の延長線上に幾つかの必要不可欠な施策の方向性が自ずから必然的に導かれる。そこで以下では、スポーツ振興のビジョンを第3期以降（20年後）に実現するために講じられるべき施策のあり方について論じておきたい。

（1）基本計画の前提

近年、公共政策学等の専門分野において「公共政策の劣化」が懸念されている。そこで、施策内容に関わる提案に入る前に、政策当局を中心とする政策作成過程における前提的条件について触れておきたい。以下は、基本計画をはじめとするスポーツ政策の質的水準を確保するために最低限充足しなければならない要件である。

第一に、「今」、我々が議論しようとしている基本計画は、過去－「現在」－未来という時間の流れの中心に位置する。すなわち、基本計画の内容は、これまでのスポーツ政策に対する丹念かつ厳密な評価・反省の上に立ち、他方で、基本計画終了後にも引き続く、スポーツの未来を見通して定められなければならない。この意味で、本提言のこれまでの内容は、過去と未来に関わる議論の成果である。国によるスポーツ基本計画の策定過程においても、スポーツの過去と未来に関わる議論が真摯に深められることを強く望みたい。そのためには、わが国のスポーツ状況を徹底的に正確に把握するための多角的なデータ・情報の収集は欠かせない。また併せて、スポーツ基本計画は、ほぼ10年を期間とする中期計画である。よって、第3期スポーツ基本計画以降を含む長期計画への見通し、および中期計画を着実に実行するための短期計画の検討が同時並行的になされることを期待する。

第二に、スポーツが「両刃の剣」であることをわきまえ、スポーツのもつ人間や社会にとっての望ましい正価値のみに光を当て、徒にスポーツの奨励・推進策を講じるだけでなく、現代スポーツ文化には逆機能の危険もあることに配慮し、そうした逆機能の発現を抑制する方策も併せて検討され施策化されることが肝要である。

第三に、「3. スポーツ振興のビジョン」で論じた通り、スポーツの健全な発展は人類社会の幸福実現に向けた多大な可能性（意味や価値）に開かれている。このため、とかく「スポーツ関係者」や「スポーツ政策担当者」は、スポーツ振興の社会的価値やその重要性を誇示しその正当性を訴求するため、エビデンスなきスポーツ振興の意義を網羅的・総花的

に列挙しがちである。確かに、スポーツはその広範な応用可能性故に、それ自体の振興政策が教育政策、経済政策、社会福祉政策、医療政策、文化政策、外交政策等々としても貢献するのもかも知れない。しかし、スポーツ政策とりわけ中期計画を議論する際には、問題解決の優先性を意思決定し、重点的な資源配分をしなければ、効率的・効果的に成果を望むことはできない。例えば、スポーツ振興を教育政策（スポーツの教育的価値への注力）と関連づける場合と福祉政策（例えば、スポーツの健康的価値への注力）に重点化する場合では、その中心的な対象と方策が異なることは言うまでもない。限られた資源を効率的に活用して確実に成果をあげるためには、克服すべき問題とこれに対応したスポーツの価値・機能の時系列的優先性を定め、いわゆる「バラマキ」政策としないことを求めたい。

第四に、基本計画の実効性を確保すること、特に財政的保障の道すじについて明確にすることである。いかに優れた政策・計画も財源的裏付けが示されなければ実効性に乏しい。スポーツ推進のための財務的資源については、スポーツ界全体の問題として十分な検討を行うとともに、スポーツ諸団体の自立的な資金調達力を高めること、民間資金確保のための税制的優遇措置を含めた制度改革が必要である。

（２） 第２期スポーツ基本計画への 15 の政策提言

第２期スポーツ基本計画の計画期間を約 10 年間（この期間の長さ自体も要検討）とすれば、10 年間にまず着手すべき課題に優先的に政策目標として取り組む必要がある。本委員会で掲げた振興ビジョンについても同様であり、5 つのビジョンの掲載順は図 2 に示すように、その優先順位をも意味している。すなわち、「4）スポーツからの積極的な社会貢献」「5）スポーツ文化の自立」は、「1）公正・公平・平等」「2）自立・自律・自治」「3）連帯・共生・協働」という要件が満たされたスポーツ文化・スポーツ社会を確立した後に結果的に実現できるビジョンであるといえよう。

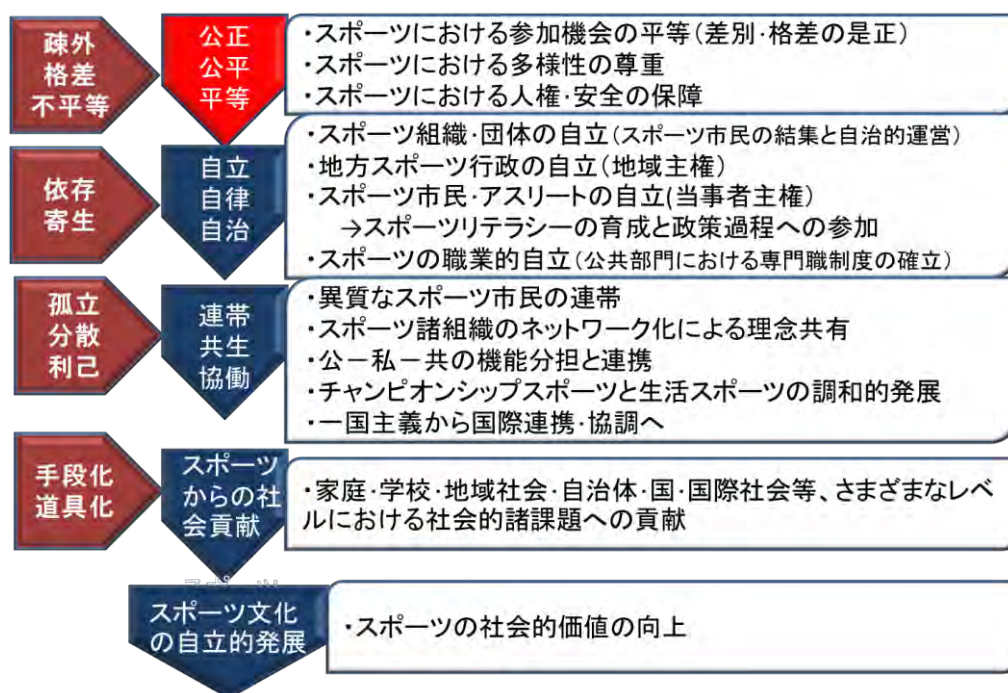


図2 スポーツビジョンの体系

ところで、「スポーツ立国戦略」ではその冒頭に「新たなスポーツ文化の確立」を目指す
と明記されているが、それがいかなる性質を有する文化であるのか、については必ずしも
明らかではない。この点について本委員会では、上にあげた 3 つのビジョンが新たに創造
されるべきスポーツ文化の内容・性質であると捉えている。

まず、第 2 期スポーツ基本計画において早急に第一義的に着手しなければならないのは、
「公正・公平・平等」なスポーツ文化・社会の実現である。スポーツの振興を公共政策と
して推進するということは、スポーツを公共的課題として位置づけるということである。
そして、公共政策の目的の中で最も重要なのは、市民の基本的人権を守ることにある（宮
本，1998）。

ある特定の条件を備えた人でなければスポーツ機会に参加できなかつたり、参加した後
に何らかの理由でスポーツの世界から排除・疎外されたり、スポーツへの参加が身体的・
精神的・社会的弊害を生むようであつては、スポーツ文化に対する国民からの支持を得る
ことはできず、スポーツの公共性は到底認められないからである。そして、「公平・公正・
平等」を達成することで、スポーツの世界に集い、スポーツ文化を高く評価する人々が拡
大するならば、「自立・自律・自治」のステージに向かうことができる。なぜなら、多様で
異質なスポーツ愛好者・競技者たちでスポーツ団体・組織が構成され、スポーツ文化の享
受者であるとともに、自らがスポーツ資源（人材・資金）を出し合つてスポーツ文化の創
造・発展に貢献する人々の手による自治的・民主的な経営が、他に依存しない自立・自律
したスポーツ文化を育てると考えられるからである。そして最後に、「自立・自律・自治」
を基本として運営されるスポーツ推進の諸アクター（スポーツ諸組織）が個別的利害を超
えて共生・連帯し、スポーツ文化の発展とスポーツを通じた幸福実現という大義名分のも
とに相互信頼・相互尊重のパートナーシップに根ざした協働のネットワークを形成するこ
とで、スポーツ界は相互依存（もたれ合い）関係ではない自立した文化世界として社会的
認知と市民権を得ることができるようになるであろう。

第 2 期スポーツ基本計画において企画される施策は、上記のような方向に向けた文化的
発展・成熟の基盤を整備することに重点が置かれる。以下では、3 つのスポーツビジョンを
第 3 期以降に実現するために、第 2 期スポーツ基本計画において取り組むことが求められる
施策の方向性と具体例を提示する。

1) 「公正・公平・平等」なスポーツ文化の確立

公正・公平・平等なスポーツ文化を確立するためには、「スポーツ基本法」の制定にとど
まらず、「生涯（地域）スポーツ法」「競技スポーツ法」や「施設・指導者に関わる法・制
度」、「地方スポーツ行政に関わる法・制度」「クラブ法」等の関連法・制度の整備が前提と
なる（いずれも仮称）。

提言 1. 子どもスポーツからの再構築（次世代のための環境整備と教育）

公共政策は、「現世代中心主義を見直し、『将来世代への責任』という倫理を獲得するこ
とが強く求められている」（足立，2003）という。「公正・公平・平等」な文化としてのス
ポーツを近未来に創造するためには、次のような次世代を取り巻くスポーツ環境の変革が
極めて重要である。なお、ここでいう子どもとは、18 歳未満のすべての者を指す。

＜施 策 例＞

①すべての子どもが経済的・社会的・身体的諸条件にかかわらずスポーツに参加できるための措置を講ずる。特に、家庭の条件によるスポーツ享受の格差を最小限に食い止める。

②スポーツの権利主体を育てるスポーツ教育の質的充実と量的拡充を図る。

□地域スポーツ及び大学教育を含めたあらゆるスポーツ機会において、スポーツリテラシー（p.48 の注釈参照身体能力だけでなくスポーツ観、スポーツにおける自治能力、スポーツの享受能力・スポーツ教養等を含む）とシチズンシップ（スポーツ市民）の教育を意識する。

□「学校教育の一環」としての運動部活動を本格的に変革する。

運動部活動は、家庭の経済的・社会的条件等にかかわらずすべての子どもに多様なスポーツ享受の機会を保障する世界に誇るべきスポーツシステムであり、わが国国民の生涯にわたるスポーツ行動・スポーツ認識等に多大な影響を及ぼしている。この意味で、公平・平等な子どもスポーツの環境整備にとって、学校体育現場の改革とりわけ運動部活動改革は、この 10 年間の最重点政策の 1 つである。

第 1 期スポーツ振興基本計画（2000）p.31 において提示された「運動部活動の運営の改善」5 項目は、子どもの主体性とニーズの多様性を尊重した運営を実現しようとするものであり、本委員会の提言の趣旨と共通している。よって、本施策の実施状況を定期的かつ正確に調査し、学校体育団体（中体連・高体連等）の主体的な改革努力を基本としながらも、文部科学省および教育委員会の強力なリーダーシップにより運動部改革を本格的に推進する。

□教師教育の質的・量的充実（特に、長期研修機会の確保）

まず、他の専門職教育と同様に、養成教育のレベルを大学院レベルに引き上げ、修士以上の学位を有する保健体育科教員を増加させる。また、保健体育科教員については、運動部指導・学校体育団体（中体連・高体連）に関わる業務・生徒指導等校務等々に多くの時間が費やされ、保健体育科教員としての専門性を習得するための研修時間が確保されていない。そこで、教職 10 年目以上の教員に大学院における現職教育の機会の拡充を図る。

次に、保健体育科担当教員はもとより、運動部活動指導を担当する顧問教諭を対象に、運動部改革の必要性和目指すべき改革の内容、および顧問をはじめとする指導者の役割・任務に関する研修会を実施する。

□小学生までの幼児・児童を対象とした学校・地域社会・スポーツ NPO 等の共同運営による「放課後クラブ（仮称）」の設置

体力・運動能力の格差、運動する者とならない者の二極化、生活習慣病を含めた深刻な健康問題は、幼児期に既に顕在化している。そこで、各自の興味・関心にあわせて自主的に参加する複数種目制・シーズン制等の総合クラブを創設する。その際、都道府県大会や全国大会等の上昇志向の公式試合は規制し、対外試合をする場合にも近隣地域レベルの対抗戦やリーグ戦を基本とする。

③過熱化・早期専門化、及びスポーツにおける人権侵害的行為の規制・抑制策の推進

教員・地域スポーツ指導者・子ども・保護者を対象とした研修会を開催し、スポーツにおける暴力・暴言等のハラスメント的行為の抑制について啓蒙に努める。また、パワ

ー・ハラスメント的行為に対する相談窓口を開設する等の防止策を講ずる。

また、人権侵害的行為の発生は、過度な勝利至上主義を背景としていることから、子どもが参加する学校体育大会・スポーツ大会のあり方を再検討する。

④子どもの日常生活圏の中に、いつでも自由な運動・スポーツ遊びができる空間の確保と「カネのかからない」「大人が関与しない」未組織的な運動・スポーツ遊びの復興

⑤余暇・遊びに価値をおく社会風土の醸成

提言 2. 全生涯（ライフサイクル）を通じたスポーツとライフ（ライフステージ・スポーツ）のモデル化

スポーツに親しむことがすべての人々に平等に開かれた権利であり、国民の豊かなスポーツライフを公平に保障することが公共的任務であるとしても、人間の様々な特性によりスポーツとの関わり方は一様ではない。すなわち、どのようなスポーツライフが営まれることを人々に公平・平等に保障するのかは、一律に定められるものではない。とりわけ、ライフステージとライフスタイルは、ライフとスポーツとの関係を吟味するに当たって重要な観点となるであろう。既に、平成 9 年保健体育審議会答申において「豊かなスポーツライフの指針（参考案）」が提起されているが、これを参考にしながらも、再度、生涯にわたるライフステージと現代日本のライフスタイルにあったスポーツライフのモデル化を審議検討し、公平・平等に保障すべきスポーツの文化的享受に関わる具体像を基本計画における目的・目標として定める。すべての政策・施策は、このスポーツライフの保障という観点から講じられなければならない。また、その検討の際に、「より速く、より高く、より強く、より美しく」のように、これまでのスポーツ文化を支配してきた「上昇志向」「強者の論理」だけでなく、人生後半のライフステージを表現する「老い」や「弱さ」あるいは「下降志向」というこれまでとは逆のイメージを視野に入れたスポーツライフのモデル化を図る。

提言 3. 社会的弱者への機会提供・優遇措置

広がる「格差社会」の中で、文字どおり「みんなのスポーツ」の発展のためには、とかく地域社会で見過ごされてきた障害者をはじめとする社会的弱者への優先的なスポーツ機会の提供を行う。このことは、東日本大震災という歴史的大惨事からの復旧・復興が全国的課題となっている今日のわが国においては、見過ごしてはならない政策である。

提言 4. 多様性を尊重するスポーツ社会の創造

スポーツの目的・目標、スポーツの考え方、スポーツへの関わり方等々を一元的・固定的にとらえ、これを公式化・正当化された文化だとして全ての人間を当てはめようとするところに排除や差別の作用が働く。こうした偏狭な自己中心主義を克服して、多様なスポーツの楽しみ方を寛容的に受け入れ、互いを尊重し合い、互いに対等な関係として交流し支え合う柔軟で共生的なスポーツ社会の土壌を築くことが、「公正・公平・平等」なスポーツ文化を確立し、「文化の豊穡化」にとって不可欠である。

提言 5. スポーツ活動における安心・安全の確保

スポーツ活動は、時に激しい身体活動を必要とし、日常生活とは全く異なる環境（例えば、水中、空中、雪上等々）に身を投じ、ルールで定められた仮想空間の中で競争や達成・表現等の喜びを追求する。このために、常に傷害や事故の危険性にさらされており、このことがスポーツ活動への参加を敬遠させる一因ともなっている。この意味で、安心・安全なスポーツ活動の保障と環境整備が、すべての人々にスポーツを開くための条件でもある。

そこで、スポーツ指導者（実技指導者及びマネジメント指導者）にはスポーツ事故に関わる科学的知見を学習する機会を設けること、スポーツ連盟・団体は事故原因究明のための「スポーツ事故調査委員会（仮称）」を専門家中心に組織し、事故原因の徹底究明をするとともに、その検証過程で得られた知見を事故防止対策に確実に反映する安全マネジメント体制を強化する。

2) 「自立・自律・自治」的スポーツ社会の確立に向けた基盤整備

将来的（第3期スポーツ基本計画以降）には、生涯スポーツ振興における地域主権（基礎自治体への分権化、中央依存からの脱却）と住民自治（行政依存からの脱却）を、競技スポーツ振興については、団体主権・団体自治（行政依存からの脱却）を目指す。しかしながら、自立のための基盤が形成されていない現在、早急な地域・団体主権への転換は、著しい格差の拡大を招きかねない。そこで、第2期スポーツ基本計画においては、物的・人的・組織的条件の整備を重点的に行い、自立・自律・自治のための基盤を強化する。

提言 6. 学校体育施設を含めたスポーツ施設整備拡充総合計画の策定

全国どの地域社会で生活している人々にとっても公平・平等なスポーツ享受機会を確保し、地域社会が住民自治を基本に自立・自律的なスポーツ振興を図るためにも、活動の拠点となる運動・スポーツ施設が必要であることは言うまでもない。しかしながら、国民の日常的な生活圈レベルのスポーツ施設については、明らかに絶対量が不足している。

国及び地方自治体は、スポーツ政策の目的・目標（スポーツ参加率やスポーツライフ）の達成に必要な施設数を種別や施設レベル・タイプごとに算定し、施設整備基準を明示し、それをいつまでにどのような手順で達成するのかについて具体的で財源的裏づけのある「スポーツ施設整備拡充10ヵ年総合計画」を定めるものとする。またその際に、学校施設については、地域コミュニティの拠点であることを踏まえ、「体育施設」から「地域スポーツ施設」へと整備改修するとともに、校舎部分を含めた全面的開放に向けて条例等の制度改革を行う。

提言 7. スポーツ専門職制度の確立

地方自治体におけるスポーツ政策マネジメント力を強化するため、スポーツ専門員等の専門職制度を確立し、大学院等においてスポーツ政策及びその関連分野の専門知識・技能を習得した人材を配置する。

また、地域スポーツクラブ等で指導やマネジメントに従事する人材については、国レベルでの専門職制度を検討するとともに、地方自治体レベルにおいても、地域住民のニーズに適合した資格制度を独自に確立し、需要の把握に基づいて指導者の計画的な養成を行う。

提言 8. 日常生活圏を基礎とする住民主導型スポーツ振興システムの確立とスポーツからの未来の学校づくり

学校を日常生活圏レベルのコミュニティの拠点とし、コミュニティ・スポーツの推進を担う住民スポーツ自治組織を全ての学区に設置する。この住民組織は、総合型地域スポーツクラブを含めた全ての施設利用団体の連合体とし、自ら策定する「コミュニティ・スポーツ推進計画（スポーツ実施率やクラブ加入率等の数値目標を含む）」に基づいて、学区住民を主に対象とする独自事業を企画運営し、個人利用も含めた共同利用型学校施設の管理運営を担う。またさらに、スポーツ以外の市民諸団体（学習・文化系団体、福祉団体、教育団体等々）及び学校サイドとの協働化を図り、地域が一体となったコミュニティづくりの中核的役割を果たし、スポーツから未来の学校づくりをリードする。

提言 9. 地域スポーツ政策への住民参加の促進

地方自治体におけるスポーツ政策及び行政計画の形成過程において、幅広い住民の責任ある参加を促進する方策（例えば、住民スポーツ会議、スポーツ諸団体による政策提言、行政と住民との対話集会等）を多様に工夫する。時間をかけた粘り強い住民要望の把握と政策過程への住民の主体的参加により、スポーツにおける「傍観者民主主義」を払拭する。

提言 10. スポーツにおけるボトムアップ型政策形成のシステム化

従来のトップダウン型行政システムからの転換を目指し、先に提案したコミュニティ・スポーツ推進計画→市区町村スポーツ政策→都道府県スポーツ政策→国のスポーツ政策という「下からの政策形成」の仕組みを構築し、第3期スポーツ基本計画以降に実現する「スポーツにおける地方分権化」のシステムの基盤とする。すなわち、第3期スポーツ基本計画では、国は、スポーツ推進の方向性や施策の基本的な枠組みを示すにとどめ、具体的な達成目標や方策については、自治体やスポーツ団体に客観的根拠に基づいて設定・策定することを求める。例えば、国の政策目標は、地方自治体やスポーツ団体の掲げる目標の積み上げとして設定するというボトムアップ型目標設定の手法を採用する。

提言 11. スポーツ連盟・団体の経営的自立

学識経験者・研究者等の外部人材に依存しないで、スポーツ連盟・団体が独自の経営戦略と経営計画を企画・推進・評価するために、戦略担当部局を新設する。また、全国レベルのスポーツ統括組織には、国のスポーツ政策に関わるシンクタンクの機能（政策提言）を担う政策形成センターを設置する。これら2つの部門には、大学院を修了し、高度な研究能力・マネジメント能力等を有する人材を配置し、戦略・政策プロパーとして組織の自律的・長期的な舵取り役を担う。これらの経営中枢機能担当部門を中心に、スポーツの普及と強化に関する長期・中期・短期の到達目標を決定し、自立的な資源調達と戦略的な事業展開を行う。

提言 12. 多様な主体による政策提言の発信と政策をめぐるアイデア競争の本格化

提言10及び11の実行により、地方自治体やスポーツ連盟・団体の立場から国のスポーツ政策に対する組織的な提言が発信されることになる。さらに、これらに加えて、学術団

体、学校体育団体、産業団体、マスメディア等のスポーツに関わる様々なアクターが、スポーツ界を構成する責任ある当事者であるとの自覚をもち、政策デザインに主体的に参画することで政策アイデアの競争状態が発生し、様々な政策提言の中からよりよい政策が民主的に採用されることで政策の質が向上する。このことは、中央依存や行政依存から自立への転換をも意味する。

3)「連帯・共生・協働」するスポーツ社会の構築に向けて

先述の通り、わが国のスポーツ推進体制は複雑多岐に構造分化し、総合的な統一性を欠いた一種の乱立状態にある。このことが、スポーツを推進する民力が総合力として大きなパワーとならない大きな原因となっている。上で提言したスポーツ諸組織の自立が「孤立」へと化し、自己の利害を保守する閉鎖的体質を強め、互いに無関心もしくは競合・対立関係に陥らないためにも、スポーツ諸組織間による①相互理解、②相互承認、③相互調整、④合意形成、の各機能を内包した緩やかなネットワークとしての「スポーツ・コミュニティ」の創造が求められる。

提言 13. スポーツ統一組織の創設

国、都道府県、市区町村、地域コミュニティの各々のレベルにおいてスポーツの統一的な民間組織「スポーツ団体連合会（仮称）」を創設し、①スポーツ連盟・団体間の相互扶助的取組や共同事業の企画運営、②公共スポーツ政策に対する要望の総合的調整、③地域レベルから国際レベルまでの社会貢献活動、等を任務とする。

※提言 14. 15 については、次章に記載する。

5. 「エビデンスに基づく政策 (Evidence-based Policy : EBP)」の推進

最後に、近年急速に政策立案をめぐる国際的な動向となってきた「エビデンスに基づく政策」の推進方策について触れておきたい。

現在までのわが国のスポーツ政策立案過程は、エビデンスのグレーディング・スケール（格付け）において最下位に位置づけられる「専門家の意見」（宮澤，2005）に多くは依存している。そこで今後、スポーツ政策の質を高め、「エビデンスに基づくスポーツ政策」を推進させていくために学术界および政策当局が取り組むべき課題について以下に指摘する。

第一に、「政策や実践に活用できる」という観点からこれまでの体育学研究の成果を厳格に評価し、体育・スポーツ研究者がエビデンスの不十分さを認識して危機意識を共有することである。

世界に先駆けて「エビデンスに基づく」という考え方を導入したイギリスでは、1980年代の行政改革の動向を背景に、医学研究に対する深刻な論議が起こった。論点は、①研究活動の低下、②基礎研究と応用研究のバランスの崩れ、③研究結果の未利用、であったという（正木ほか，2006）。その後、EBPは、社会科学分野にも普及する。この内、教育分野における導入の発火点となったのが、ケンブリッジ大学教授のハーグリーブスの講演であった。彼は、教育研究は、費用に見合う成果を出しておらず、教師にとって有効な方法を開発した研究が乏しいと指摘する。また加えて「実践に関係ない研究、誰も読まれないような学術雑誌にあふれた研究」（惣脇，2010）と痛切に批判した。以上のように、保健医療分野・教育分野のEBPは、学术界の厳しい自省作用が働いたことを背景としている。

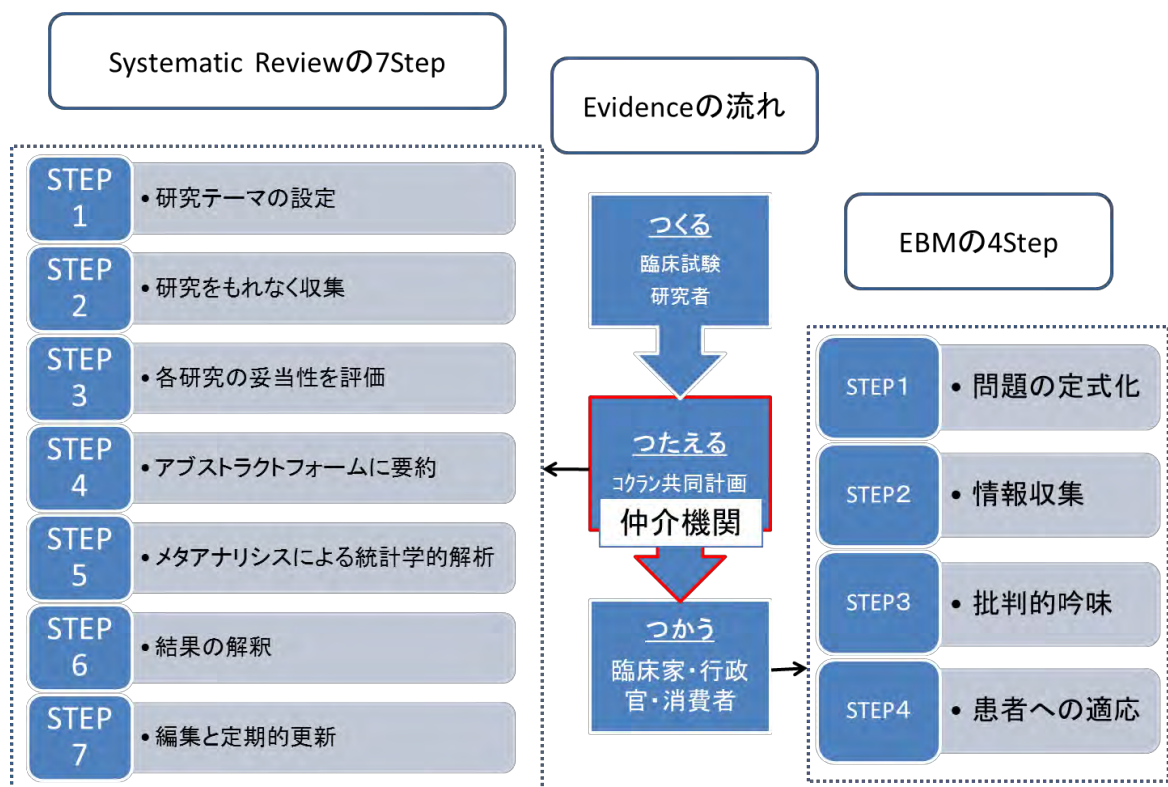


図3 システマティック・レビュー（収集し、質評価し、統合する）

体育学におけるこれまでの膨大な研究知見をシステムマティックレビューのステップ（図3参照）に依拠して総合的なレビューを行い、政策や実践に活用可能なエビデンスの抽出を行うとともに、優れたエビデンス産出の観点から研究テーマや研究方法の評価を行うことが肝要である。また、研究者個人あるいは自発的な研究チームによる研究とともに、政策に活用されるべきエビデンスの意図的・組織的生産に向けて学会としての研究戦略を立案することも検討される必要があると考える。

第二に、スポーツのより広い効果（スポーツ振興のアウトカム）についてのエビデンスを産出し、スポーツの社会的価値・有用性を発信し続けることである。OECD-CERIにおいては、2004年から「エビデンスに基づく教育政策研究」プロジェクトが実施されている。その問題意識には、景気後退、グローバル経済競争の激化、失業率の高まりなどの状況において、他国に対して労働者一人ひとりの生産性や質を上げることで競争優位性を確保しなければ、生活水準の低下や失業の増加は免れない、との認識が先進諸国の多くに生じてきている。知識、学習、専門能力が重要な資源と考えられるとすれば、政策上、教育への投資がこれまで以上に望まれ、教育の重要性が増しているとの認識が持たれるようになってきたのである（惣脇，2010）。

一方スポーツは、未だ今日の深刻な社会的問題に有効な解決力もつ優れた文化資源であると認められているようには思われない。このために、エビデンスに基づくスポーツ政策に対する切迫感が高まらないのであろう。そこで、「なぜスポーツを振興しなければならないのか」「スポーツの振興は社会に何を（公益）をもたらすのか」という根源的な問いに対する説得的な答えを、幅広い現代的な社会問題への洞察と関係づけながら提示することが求められる。ここでは、スポーツ振興のアウトカム指標と様々な社会諸指標（例：ソーシャルキャピタル・ボランティア・シチズンシップ・犯罪率・自殺率・離婚率・非効率・いじめ発生率・幸福度等々）との因果分析が中心となる。そうしたスポーツ価値の検証により、スポーツ文化の普及・浸透や競技力の向上等々とわが国の社会的課題と関連づけて論じる際の説得力を高めることになる。

第三に、政策に活用できる質の高いエビデンスを産出するために、スポーツ振興の成果を客観的に測定し、かつ国際比較が可能な「**提言 14. スポーツ関連指標の開発（政策評価力の向上）**」が必要である。

OECD では、加盟国の教育に関する国際比較可能な教育指標を開発するために、INES事業（Indicators of Education Systems）を1988年に開始し、各国の教育データを収集分析し、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野で構成される「生徒の学習到達度調査」（PISA）及び「国際成人力調査」（PIAAC）を開発した（岩崎，2010）。これらの指標の開発が、教育投資とその成果の科学的分析を飛躍的に進展させた。また、厚生労働省では、「健康日本21」（2000）の目標設定と同政策に基づく具体的な諸活動の成果を評価するための適切な手法を開発するため、「健康日本21 評価手法検討会」を設置し、目標達成度や計画策定プロセス等に関する評価手法を作成している（健康日本21 評価手法検討会，2004）。

一方、スポーツ政策の分野で「政策の科学化」が遅れたのは、公共政策学の中核的位置を占める政策評価論（窪田，2008）が未熟であったことに大きな原因がある。2006年に「スポーツ振興基本計画」の改訂が行われた際も、中教審の委員からのヒアリングに終始し、

組織的・科学的な政策評価はなされていない。特に、スポーツ振興の成果評価に関わるアウトカム指標、例えば、生涯スポーツ社会を自立して生きる基礎ともいえるべき**スポーツ・リテラシー**^{注)}指標やライフステージに応じた**スポーツライフの質的指標の開発**を急がねばならない。

第四に、エビデンスを「つかう」現場に「つたえる」ためのシステム整備を図ること、特に専門的仲介機関の新設が望まれる。学術的研究のアウトプットとして産出されたほとんどの論文は、研究者により他の研究者のために書かれたものであり、専門用語を用いて精緻に記述された論文は、体育・スポーツの実際界にはほとんど周知も理解もされていない。多大なリソースをつぎ込んで構築したエビデンスの宝庫が公益に資さないとなれば、これは深刻な問題である。科学の公衆的理解の振興が鍵となる（正木，2006）。

仲介機関とは、エビデンスを利用可能な形で提供するため、課題を設定し、網羅的に研究を収集し、批判的に吟味し、メタ・アナリシスなどの方法で統合し、結果を解釈、編集、更新する役割を担う知識・情報センター（シンクタンク）である（惣脇，2010）。さらに設置すべきスポーツ政策のための知識・情報センターは、EBPの着実な展開に向けて体育学研究の国家戦略を練り上げ、大学をはじめとする各種研究機関に対して、エビデンスの必要な政策課題や研究トピックスの設定と研究公募制度の運用を行うとともに、研究プロセスに政策担当者を関与させ、官学の協働的研究体制を促進する役割をも担う。

こうした仲介機関がわが国に存在しないことが、「エビデンスに基づくスポーツ政策（Evidence-based Sports Policy：EBSP）」の推進を図る上での組織的課題である。よって、上記のような役割・機能を有する**「提言 15. 国立のスポーツ政策研究所(仮称)を設置するとともに、自治体レベルのスポーツ政策を支援する拠点センターを全国に数カ所整備する」**

以上のような課題を克服することで、学术界と政策界の相互信頼関係を醸成することが何よりも肝要である。

注) ここでは、スポーツ文化を理解し、享受し、コミュニケーションし、環境創造する能力という意味で「スポーツ・リテラシー」を用いている。従って、スポーツ・リテラシーは、近年議論が盛んになっている文化リテラシー、ヘルス・リテラシー、情報リテラシー、メディア・リテラシー、身体リテラシーなどを含む総合的な能力という意味で用いている。しかし、未だ学術的には議論が深められている概念ではなく、厳密な概念定義については今後、十分な検討が必要である。

※付記：本提言を作成している最中に、東日本大震災が発生し、多くの人々の生命を奪い、生活を破壊する歴史的な大惨事となった。国民総参加の復旧・復興、そして新しい国づくりに向けて歩み出した今だからこそ、スポーツ文化及びその振興・推進が新しい日本の再生に大きな力を発揮するものと確信する。

第Ⅱ部は省略

【文献（初出順）】

- 宮澤節生(2005)本課題研究の構成と背景．犯罪社会学研究，第 30 号,4-6.
- 影山 健 (1977)「現代社会におけるスポーツ」影山健他『国民スポーツ文化』大修館書店，pp.135－212.
- 竹之下休蔵 (1973)『プレイ・スポーツ・体育論』大修館書店,p.127.
- 佐伯年詩雄 (2007)「楽しい体育の原点とその可能性を考える：脱規律訓練をのぞむ未完のプロジェクト」全国体育学習研究会編『「楽しい体育」の豊かな可能性を拓く』 p.30.
- 大築立志 (2009) 学術会議における子どもへの取り組み，体育の科学 59(5)，333-337.
- 武川正吾編(2006)『福祉社会の価値意識』東京大学出版会，2006，p. 9.
- 宮本憲一(1998)『公共政策のすすめ』有斐閣，pp.11-20.
- 足立幸男・森脇俊雄編著 (2003)『公共政策学』ミネルヴァ書房，p.14.
- 正木朋也ほか(2006)エビデンスに基づく医療(EBM)の系譜と方向性：保健医療評価に果たすコクラン共同計画の役割と未来．日本評価研究，6 巻 1 号，3-20.
- 惣脇宏(2010)英国におけるエビデンスに基づく教育政策の展開．国立教育政策研究所紀要，第 139 集，153-168.
- 岩崎久美子(2010)教育におけるエビデンスに基づく政策－新たな展開と課題．日本評価研究，10 巻 1 号，17-29.
- 健康日本 21 評価手法検討会 (2004) 健康日本 21 評価手法検討会報告．
- 窪田好男(2008)公共政策学・政策評価論・日本型政策評価．日本評価研究，8 巻 1 号，59-71.

「スポーツ振興基本計画特別委員会」審議経過

- 第1回 平成20年11月22日（土）17:00～19:00
・委員長の選任，委員会の活動方針・議論の方向性に関わる自由討議
- 第2回 平成20年12月20日（土）13:00～16:00
【情報提供】都道府県・市町村におけるスポーツ振興基本計画の現状分析
【情報提供】現行スポーツ振興基本計画の策定過程と今後の課題
・本委員会が今後検討すべき事項の明確化
- 第3回 平成21年2月14日（土）13:00～15:30
・学会シンポジウムの企画
【情報提供】フランスのスポーツ政策
- 第4回 平成21年3月9日（月）11:00～14:00
・現行スポーツ振興基本計画の評価（特に問題点）について
- 第5回 平成21年4月2日（月）11:00～14:00
【情報提供】イギリスのスポーツ政策
・現行スポーツ振興基本計画の評価（特に問題点）について
- 第6回 平成21年5月23日（土）11:00～14:30
・わが国のスポーツをめぐる問題について（何が問題か）
- 第7回 平成21年6月27日（土）13:00～16:00
・わが国のスポーツをめぐる問題について（何が問題か）
ースポーツ状況の評価基準・観点，問題の背景，克服すべき課題と方策ー
- 第8回 平成21年7月25日（土）15:30～19:00
・検討成果の公表方法について
・自治体調査の企画について，「スポーツ」概念の捉え方について
・行政計画論からみたスポーツ振興基本計画について
- 第9回 平成21年9月12日（土）13:00～15:30
・政策対象としてのスポーツ概念
・スポーツ振興基本計画の計画論
- 第10回 平成21年11月7日（土）15:00～
・わが国のスポーツ振興に関する提言（中間まとめ）
- 第11回 平成22年1月23日（土）13:00～15:30
・次期スポーツ振興基本計画に向けた提言内容について
- 第12回 平成22年2月20日（土）13:00～15:30
・基本計画の理念・目的・計画の体系について
- 第13回 平成22年3月22日（火）13:00～17:30
・理念としての生涯スポーツ社会に必要なエッセンスやキーワード
- 第14回 平成22年4月25日（日）10:00～14:00
・基本計画に掲げるべき目的・目標について
・政策類型（基本計画の柱立て）について
- 第15回 平成22年6月5日（土）10:00～14:00
・これまでの議論の整理

- ・スポーツ振興基本計画の目的・目標について
- 第16回 平成22年7月4日（日）10：00～
- ・研究集会の企画について
 - ・基本計画に掲げるべき目的・目標について
- 第17回 平成22年8月7日（土）13：00～16：30
- ・会員からのヒアリング（尾縣貢氏，寒川恒夫氏）
- 第18回 平成22年8月31日（火）10：00～17：00
- ・福祉国家とスポーツ政策（内海協力者からの報告）
 - ・会員からのヒアリング（伊藤章氏，中島信博氏，碓井外幸氏）
- 第19回 平成22年10月4日（月）10：00～13：00
- ・スポーツ立国戦略について
- 【スポーツビジョンづくりシンポジウム】 スポーツ 未来への道すじ
平成22年11月13日（土）
- 第20回 平成22年11月21日（日）13：00～15：30
- ・本委員会の今後の活動の方向性について
 - ・来年度の事業について
- 第21回 平成23年1月22日（土）11：00～
- ・次期スポーツ振興基本計画に提言すべき施策について
- 第22回 平成23年3月8日（火）11：00～
- ・委員会審議のまとめ「提言の確認」

スポーツ振興基本計画特別委員会 委員名簿

委員長	清水 紀宏	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
副委員長	八代 勉	筑波大学名誉教授
委員（担当理事）	菊 幸一	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
委員	齋藤 健司	筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授
委員	森川 貞夫	市民文化&スポーツ研究所代表 日本体育大学名誉教授
委員	吉田 勝光	松本大学人間健康学部教授
協力者	内海 和雄	一橋大学名誉教授
協力者	伊藤 静夫	日本体育協会スポーツ科学研究室
協力者	金子 史弥	一橋大学大学院社会学研究科博士課程
情報提供者	尾縣 貢	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
情報提供者	寒川 恒夫	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
情報提供者	伊藤 章	大阪体育大学教授
情報提供者	楠戸 一彦	広島大学教授
情報提供者	中島 信博	東北大学教授
情報提供者	碓井 外幸	武蔵丘短期大学教授